

一部変動金利型 (類似CB) 制度の導入について

当基金では2012年4月より一部変動金利型 (類似CB) 制度を導入しますので、制度変更の概要についてお知らせいたします。

この制度変更は制度変更日以降、退職される方が対象です。
変更日より前にすでにご退職されている方は、今回の制度変更の対象外であり、変更はありません。

1. 変更内容

当基金の老齢給付金について、退職後の据置利率および給付利率を次のように変更します。

〈現在〉	固定型	年3.0%
〈変更後〉	変動型	上限年4.5%
		下限年1.5%

- 10年国債の前年までの5年平均利率を適用します。
- 上記の下限利率が「下限予定利率(確定給付企業年金法施行規則に規定する厚生労働大臣が定める率)」を下回る場合は「下限予定利率」とします。
- 退職時に一時金で受け取る方は影響ありません。

2. 制度変更日

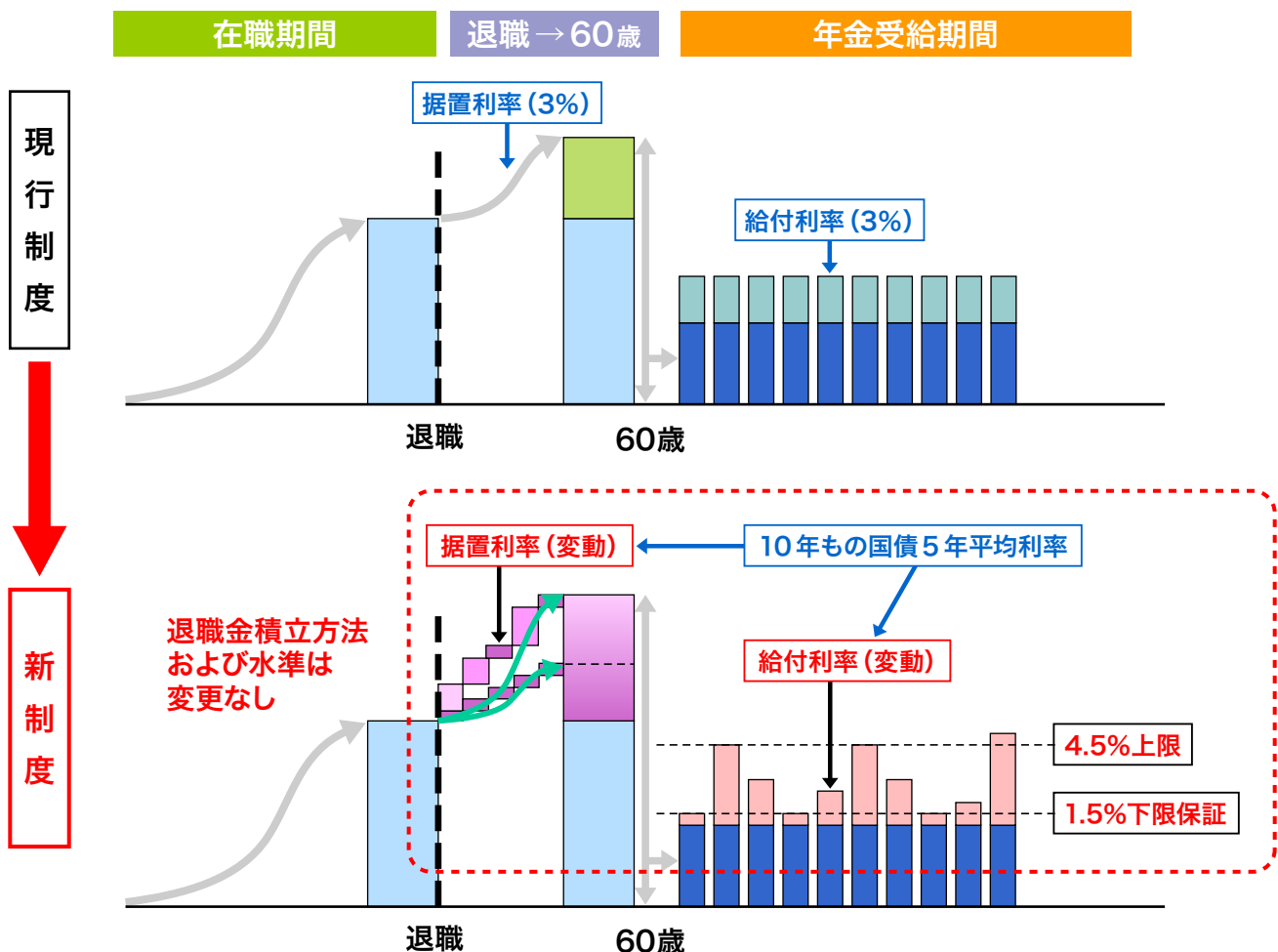
2012(平成24)年4月1日

3. 対象者

制度変更日以降の退職者で、当基金の給付を年金で受給する方。

詳細については次ページをご覧ください。

- 次の方々はこの制度変更の対象外です。
 - ・制度変更日時点で既に退職されている方
 - ・制度変更日時点で年金を受け取っている方



対象者の詳細

対象者	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ● 2012 (H24) 年 4月1日以降退職される方 (資格喪失日: 4月2日以降) <p><実影響は、年金選択者></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012 (H24) 年 3月31日以前の退職者 (資格喪失日: 4月1日以前) ● 3月31日以前退職の既受給者、既繰下げ申出者・既待期者 (支給開始年齢未到達者) ● 旧厚生年金基金の基本上乗せ分 (+α分)・・・一部の販売会社

給付種類

